

安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市規則第99号

安城市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

安城市職員の給与の支給等に関する規則（昭和40年安城市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「4, 400円」を「4, 700円」に改め、同号ただし書中「2, 200円」を「2, 350円」に改め、同項第2号中「22, 000円」を「23, 500円」に、「11, 000円」を「11, 750円」に改める。

第20条第7項第1号中「100分の315」を「100分の322.5」に改め、同項第2号中「100分の150」を「100分の157.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第15条第2項の規定は令和7年4月1日から、改正後の第20条第7項第1号（安城市フルタイム会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則（令和2年安城市規則第30号）第7条第6項及び安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償の支給等に関する規則（令和2年安城市規則第29号）第12条第6項において引用する場合を含む。）及び第2号の規定は令和7年12月1日から適用する。